

施策項目 18

学びのセーフティネットの構築

施策の方向性 ~10年後を見据えて~

- 経済的理由等により就学の機会が損なわれることがないように、支援を必要とする全ての児童生徒や保護者に対する就学支援に関する制度の活用を推進します。
- 高齢の方や不登校経験者など、様々な事情から十分な義務教育を受けることのできなかつた方など、多様なニーズを踏まえ、それに応じた学習機会の場の提供を図ります。
- 高校における学び直しなどの学習支援や、教育相談の充実などによる中途退学の防止に向けた取組を推進するとともに、高校中退者に対しては、社会的自立に向けた途切れのない支援体制の充実を図られるよう、関係機関等と連携した取組を進めます。
- ヤングケアラー\*や生理用品の入手に困難が生じている児童生徒の実情に応じた相談機会を確保することや、学校においてヤングケアラー等の早期発見・早期対応ができる体制を構築できるよう、教職員への研修の充実に努めるとともに、スクールカウンセラー\*やスクールソーシャルワーカー\*の派遣を通じて、地域において、学校と福祉、介護、医療等の関係機関が連携したきめ細かな支援体制の充実を図ります。

主な取組

- **就学に係る経済的支援の推進**
  - ・ 市町村が実施している要保護者及び準要保護者\*に対する就学援助制度をはじめ、高校生に対する就学支援金や奨学給付金制度、特別支援学校等への就学者に対する就学奨励制度等の活用を推進
  - ・ 各種支援制度の保護者向け啓発資料作成や道教委 Web ページ、広報媒体を活用した保護者等への制度周知の強化
  - ・ 就学援助制度の適切な実施と保護者に対する分かりやすい制度周知や簡便な申請方法の実施など更なる制度活用に向けた市町村教育委員会への支援
  - ・ ICT を活用し、支給事務担当者を対象とした研修会の開催や質疑応答集の作成等による制度の適正な運用の指導
- **学びの機会の保障**
  - ・ 学識経験者や関係団体等で構成する「夜間中学等に関する協議会」において、教育機会の提供の在り方について検討・協議
  - ・ 市町村と連携し、地域の実情を踏まえた学習ニーズの把握やニーズに応じた学習機会の提供に向けた取組の推進
  - ・ 札幌市立の夜間中学校における開校までの取組や開校後の教育活動を通して得られた成果、通学している生徒の声などを収集し、教育機会確保に関する認知度の向上のための情報発信
  - ・ 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒への適切な指導に向け、教員を対象とした研修や優れた事例の提供など、市町村教育委員会や学校の取組の支援

## 関連する主なSDGsの目標



### ○ 高校中退者の社会的自立に向けた途切れない支援体制の充実

- ・ 高校における個に応じた学習指導やスクールカウンセラーの派遣等による教育相談の充実
- ・ 中途退学者等に高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談や学習支援等の取組の充実
- ・ 地域若者サポートステーション\*などの関係団体と連携した就労や経済的自立の支援

### ○ ヤングケアラー等の児童生徒の状況に応じた支援体制の充実

- ・ 道教委の電話・メール、SNS 相談事業において、相談を受け付けていることなどについての周知
- ・ 学級担任・養護教諭などの学校職員やスクールカウンセラーによる日常的な相談体制の充実
- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣を拡充するとともに生活支援や福祉制度につなぐ支援の実施
- ・ 支援について理解の深化を図る教員研修の充実



- ・ 道教委 Web ページ、広報媒体を活用した保護者等への制度周知の強化
- ・ ICT を活用し、支給事務担当者を対象とした研修会の開催や質疑応答集の作成等による制度の適正な運用の指導

### 【推進指標】

指標 <例示>	現状値	目標値
新入学児童生徒学用品費等の入学前支給制度を導入する市町村の割合		
道内公立高校の中途退学者のうち、「学校生活・学業不適応」を理由とするものの割合		
ヤングケアラーに関する教員研修を受講した学校の割合		



### 担当課 HP

#### ●ヤングケアラー

高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族等の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する 18 歳未満の者。

#### ●スクールカウンセラー

児童生徒へのカウンセリング及びカウンセリング等に関する教職員や保護者等に対する助言・援助を行う心理の専門家。

#### ●スクールソーシャルワーカー

児童生徒のニーズを把握し、個人に働きかけるだけでなく、学校組織などの仕組みにも働きかけ、家庭の生活環境等や、個人と環境との関係性にも働きかける社会福祉の専門家。

#### ●要保護者及び準要保護者

要保護者は、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する、現に生活保護を受けているとしないといわずに保護を必要とする状態にある者。準要保護者は、要保護者に準ずる程度に生活に困窮している方で、市町村教育委員会が定めた認定基準に該当する者。

#### ●地域若者サポートステーション

厚生労働省が委託し、進路が決まらないまま学校を中退した若者や進路未決定卒業者等を対象に、コミュニケーション訓練や協力企業への就労体験などの若者の就労に向けた支援を行う機関。